

報告第9号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年9月21日提出

渋川市長 高 木 勉

## 専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和3年6月11日午後1時20分ごろ、渋川市伊香保町伊香保544番地16 渋川市立伊香保中学校駐車場において、市民環境部環境政策課職員が運転する公用車（群馬301な9864）が後退した際、右隣に駐車していた[REDACTED]氏が所有する乗用車（[REDACTED]）の左後方部に接触し、破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月12日

渋川市長 高 木 勉

### 1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 [REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費269,907円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

### 2 損害賠償額

269,907円